

入札心得書

福井県

1 入札の方法

- (1)入札者は、県に入札参加申込みをした者、またはその代理人とします。
- (2)入札執行の時刻までに必ず出席してください。出席のない場合は、辞退したものとして取り扱います。
- (3)入札を辞退する場合は、事前に連絡してください。
- (4)入札書は、所定の手続きにより指定された時刻までに提出しなければなりません。
- (5)入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を係員に提出してください。
代理人は2人以上の代理はできません。
- (6)入札には2人以上共同して参加することはできません。
- (7)提出済の入札書は、その事由の如何を問わず引換、変更、または取り消すことはできません。

2 入札金額の記入方法

- (1)入札書は、所定の入札書を用いて、入札してください。入札書の住所氏名は、法人の場合は所在地、名称および代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者の職印を押印してください。代理人入札の場合は、委任者の住所および氏名の下に「代理人」の表示をして、代理人の住所および氏名を記入し押印してください。
- (2)入札金額はアラビア数字で、ペンまたはボールペンで記入し、頭書に円の記号を付記してください。

3 入札の無効

- 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
- (1)競争入札に参加する資格のない者または資格のなくなった者のした入札
 - (2)納付すべき入札保証金を納付していない、またはこれが不足している者のした入札
 - (3)入札者またはその代理人がした2以上の入札
 - (4)2人以上の代理をする代理人がした入札
 - (5)入札者が不正な利益を得るために談合した入札
 - (6)入札に際し不正な行為があった者のした入札
 - (7)金額その他要点を確認することができない入札
 - (8)記名および押印が誤脱または不明な入札
 - (9)金額が訂正されている入札
 - (10)前各号に掲げるほかこの入札心得書、関係法令等(県規則を含む)に違反した入札

4 入札保証金

(1)入札に参加しようとする者は、契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5(当該金額に千円に満たない端数があるときは、千円に切り上げた金額)以上の入札保証金を納付しなければなりません。

(2)入札保証金の納付は、入札日の9時10分から9時30分までに完了してください。

事務手続き上、混雑を避けるためにも、なるべく早めに納付されるようご協力ください。

(3)次の場合は入札保証金の納付を免除します。

ア 入札参加者が保険会社との間に福井県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

イ 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿(競争入札参加資格者名簿)に登載されているもので、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。上記入札保証金の免除に該当する場合は、別添の入札保証金免除申込書を、令和7年12月18日(木)17時までに提出してください。

(4)入札保証金は、落札者を除き開札終了後、返還します。

落札者の入札保証金は、契約が締結されるまで預かります。ただし、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付にかかる入札保証金は、県に帰属することになります。

なお、契約保証金に充当することができます。

5 開札および再度入札

(1)開札は、入札者立会いのうえ入札終了後直ちに行います。

(2)開札の結果予定価格に達する入札のないときは、直ちに再度入札を行います。

ただし、再度入札をしてもなお予定価格に達しない場合は、入札を止めることができます
が、この場合異議を申立てることはできません。

6 落札者の決定

入札は、県の予定価格以上で最高価格の者をもって落札者とします。ただし、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係る県職員にくじを引かせるものとします。

7 契約締結の時期

(1)落札者は、落札決定後、7日以内に契約を締結しなければなりません。

(2)落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失います。

8 契約保証金

(1)契約を締結する者は、契約金額の100分の10(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額)以上の契約保証金を納付しなければなりません。

(2) 契約保証金は、契約履行後返還します。

ただし、契約を履行しないときは、その者の納付にかかる契約保証金は、県に帰属することになります。

(3) 福井県財務規則第172条に該当する場合は免除します。

9 売買代金の支払い

売買代金は、県の指定する期日までに、県が発行する納入通知書により支払わなければなりません。

10 売買物品の引渡し

売買物品の引渡しは、売買代金納入後に行うものとします。

11 その他

この入札心得書に記載のない事項については、入札執行者、関係法令および福井県財務規則等知事の定めるところによります。

(参考)

銀行振出小切手について

入札保証金、契約保証金は、現金のほか、銀行振出小切手でも支払うことができます。

1 銀行振出小切手で支払われる場合は、次の条件を備えていることが必要です。

- (1)福井手形交換所に加入している金融機関が振出人となっている自己宛小切手(通称:保証小切手)であること。
- (2)金額は、過不足のない同額面であること。
- (3)持参人払いであること。

(注)「福井手形交換所」に参加している金融機関とは、福井県内に店舗が所在する銀行、信用金庫、農協等の金融機関です。

(見本)

小 切 手		銀 行 渡 り
支払地 ○○市	株式会社 ○○銀行○○支店	
¥ 1 2, 3 4 5, 6 7 8 ※		
上記の金額をこの小切手と引き換えに 持参人 様へお支払い下さい。		
振出日	令和 年 月 日	
振出地	○○市	
振出人	株式会社 ○○銀行○○支店	
	支店長 △△△△	印